

平成 28 年度 定住促進 P R 動画広告事業

公募型企画提案募集要項

1 目的

本事業は、小山町に興味を持ってもらうきっかけとなる P R 動画を作成し、多くの人に小山町の存在を知らしめ、小山町の知名度向上を目的とする。

2 公告

平成 28 年 11 月 8 日（火）に小山町ホームページに掲載

3 発注者

(1) 発注者： 小山町長 込山正秀

(2) 執行部署： 小山町役場 企画総務部 おやまで暮らそう課

〒410-1395 駿東郡小山町藤曲 5 7 - 2

電話 0550-76-6137 FAX 0550-76-2795

メール kuraso@fuji-oyama.jp

4 業務内容

(1) 事業名 平成 28 年度 定住促進 P R 動画広告事業

(2) 事業内容

ア P R 動画の制作

小山町に興味を持ってもらうきっかけとなる P R 動画の制作。制作にあたっての注意点は以下のとおり。

- ・内容は、小山町の詳細な紹介ではなく、見た人が瞬間的に小山町に興味を持つような、インパクト、面白さ、話題性のあるものにすること。まったく小山町と関係ないものは不可。
- ・現在、小山町定住・移住情報サイト ASUO（アスオ）（以下「ASUO」という。）に掲載している昨年度制作した P R 動画（金太郎を題材とした、シュール & ユーモアなもの）とは異なるテイストに仕上げること。
- ・ロケ地は小山町内とする。
- ・動画の長さは、30 秒～60 秒程度。
- ・P R 動画使用にあたり、次年度以降も維持費が掛かる（タレント使用料など）ものは不可。
- ・現在、ASUO に掲載されている P R 動画のように、サイト上での運用（YouTube への掲載等）を想定したデータ形式で作成すること。
- ・移住相談会等での使用を想定し、制作した P R 動画を DVD（2 枚）にすること。

イ P R 動画の拡散・活用方法についての提案

本事業で制作する P R 動画を効果的に拡散・活用するための提案。発生する費用については、本事業費に含めなくてもよい。

上記全てが満たされている提案であること。

(3) 施行期間

契約締結日の翌日から平成 29 年 2 月 28 日まで

(4) 契約限度額

契約額は 500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

(5) 費用の支払い方法

本事業の成果物に不備が無いことが確認できた後、提出された請求書に基づき支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール

ホームページによる公告開始	平成 28 年 11 月 8 日（火）
企画提案書の提出期限	平成 28 年 11 月 24 日（木）まで
選考・採用業者の決定	平成 28 年 11 月 28 日（月）まで
選定結果の伝達	平成 28 年 11 月 28 日（月）まで

なお、応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 質問事項について

質問については、手法問わず随時受け付け、その都度回答します。内容について企画提案参加者全員への共有は行いません。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
1	企画提案内容	(1)企画案 提案の趣旨、方向性が分かるもの (2)全体スケジュール計画 (3)業務体制 総括責任者、業務遂行スタッフの氏名・所属・経験年数・担当業務等	任意	7部
2	参加資格確認書類	(1)会社概要等 定款及び組織、沿革、事業等会社の概要	任意	7部
3	その他	(1)見積書（明細を記したもの）	任意	1部

イ 提出期限

平成 28 年 11 月 24 日（木）まで（必着）

ウ 提出先

小山町役場 企画総務部 おやまで暮らそう課
〒410-1326 駿東郡小山町藤曲 5 7 - 2

エ 提出方法

(ア) 直接持参又は郵送。

(イ) 持参の場合は、平日の 9 時～ 17 時の間とする。

(ウ) 郵送の場合は、平成 28 年 11 月 24 日（木）必着とする。

(4) 審査

ア 審査は、小山町役場の職員で構成される選定委員が、以下の基準により企画提案書の内容を見て審査し、契約候補者を選定する。

イ 評価基準

評価項目	評価基準
1 事業の理解度	企画・内容が、事業の趣旨・目的に適合しているか。
2 実行性	提案が現実的なもので、実行できると判断できるか。
3 独創性	提案者独自のノウハウ等を活かし、他社に真似できない独創的な企画となっているか。
4 PR効果	提案がインパクトがあるもので、PR効果が高いと判

	断できるか。
5 実現性	全体のスケジュール計画が、実現可能なものになっているか。
6 業務遂行体制	業務を遂行できる十分な実施体制（人員・組織）があるか。同種・類似業務の作成実績があるか。

ウ 結果発表

選定結果は、全ての企画提案者に平成 28 年 11 月 28 日（月）までに FAX 又は電子メールにて通知する。

7 その他

- ・本企画提案にかかる費用は各企画提案者の負担とする。
- ・複数の企画提案は認めない。
- ・提出された書類等は返却しない。
- ・契約候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で修正をする場合があるものとする。